

## 非核三原則の堅持を求める意見書

昭和20年の広島・長崎への原爆投下により、我が国は世界唯一の戦争被爆国となった。昭和42年、佐藤内閣により、「核は保有しない、核は製造もしない、核を持ち込まない」というこの核に対する三原則」が表明され、昭和46年には衆議院における決議として採択され、核兵器を「持たず、作らず、持ち込ませず」の非核三原則が確立された。以降、我が国の歴代の内閣においても非核三原則を堅持することを方針とし、平和国家としての歩みを象徴する国是となっている。

本市においても、昭和60年に「非核平和都市」を宣言し、生命の尊厳を深く認識する立場から、核兵器廃絶と恒久平和の実現を願い続けてきた。

しかし昨今、国際情勢や安全保障環境が厳しさを増す中、核兵器を含む安全保障の在り方に関する議論が見受けられる。政府においては非核三原則堅持の方針が示されているところであり、我が国がこれまで築いてきた国際的信頼と平和外交の基盤を今後も揺るがすことがあってはならない。

非核三原則は単なる理念ではなく、国際社会における我が国の信頼の礎であり、安全保障の基盤でもある。唯一の戦争被爆国としての歴史的使命を踏まえ、将来にわたってこれを堅持することは極めて重要である。

よって、政府には、これまでの国会決議および政府方針を尊重し、我が国の平和主義の発露たる非核三原則を将来にわたり堅持されることを強く求める。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和8年3月24日

春日市議会議長 中原 智昭

衆議院議長 森 英介 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

外務大臣 茂木 敏充 殿